

中野区教育委員会会議録

平成27年第11回定例会

平成27年4月17日

中野区教育委員会

平成27年第11回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年4月17日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時16分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

10人

○議題

1 中野区教育委員会委員の議席の指定

2 議決事件

(1) 中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定

3 協議事項

(1) 区立図書館の今後の取組（考え方）

(2) 平成28年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について

4 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 4月15日 子どもの体力向上推進優秀校表彰

② 4月15日 定例校長会

(2) 事務局報告

① 平成26年度いじめの対応状況について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日の議事の「区立図書館の今後の取組（考え方）」及び「平成26年度いじめの対応状況について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。傍聴の方は、ご退室の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

<新教育委員就任挨拶>

田辺教育長

初めに、平成27年3月18日付けで増田明美さんが新たに教育委員に任命されましたので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

増田委員、よろしくをお願いいたします。

増田委員

おはようございます。

教育委員に任命されました増田といいます。

私自身が晩婚で41歳で結婚したものですから、子どもに恵まれずに、夫とはいつも、やっぱりいい大人というのは子どもからいろいろ教えられて育っていくものだけれども、私たちはそれができないのだから、社会の子どもを見る目を育てていくような、いい大人になろうねということをいつも話し合っています。そして、今は発展途上国の子どもたちの支援などを国際NGOのほうで夫と一生懸命やっています。でも、日本の子どもたちに目を向けると、いじめの問題ですとか、悲しい出来事とか残酷な出来事が多くて、心を痛めています。

とにかく、私は中野区の教育委員をやらせていただいて、現場を知りたいと思っているのです。できるだけ現場に足を運んで、先生方や委員の皆さんに様子を聞いたり、また、この会議での様子などで、現場を知ることから始めたいと思いますので、どうぞご指導のほど、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

田辺教育長

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

ここでお諮りいたします。

本日の議決事件の1番目、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」については、非公開の審議を予定しています。したがって、日程の順序を変更し、議決事件の1番目を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件の1番目、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を、日程の最後に行うこととします。

<議事日程>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

中野区教育委員会委員の議席の指定を行います。

委員の議席につきましては、中野区教育委員会会議規則第7条により、教育長が指定することとされておりますので、増田委員の議席は、ただいま着席されている議席といたします。

<協議事項>

田辺教育長

次に、協議事項に移ります。

協議事項の1番目、「区立図書館の今後の取組(考え方)」の協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、「区立図書館の今後の取組(考え方)」につきまして、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料をごらんいただきたいと思います。

まず、この考え方を策定するに至りました経緯ということで、冒頭述べているところでございます。

教育委員会におきましては、これまで図書館の新しいあり方、さらには中野区子ども読書活動推進計画に示した「めざす図書館像」の実現に向けまして、様々な取組を行ってま

いりました。

策定後5年を経過いたしまして、様々な状況変化、さらにはこれから先の長期的な社会動向等を見据えて、10年後の図書館像を改めて描きまして、その実現に向けました課題と重点取組を明らかにした上で、これを今般改定作業を進めてございます基本構想、10か年計画、更に教育ビジョンの改定に反映してまいりたいと考えてございます。

まず1番目の、理念（めざす図書館像）でございます。

『区民の学びと自立を支え、地域文化を創造・発信する「知の拠点」』ということで、掲げたところでございます。

この趣旨でございますが、グローバル化、ICTの進展など、社会の急速な変化がもたらされております。図書館には各種資料を収集、整理、保存するという従来の基本的な役割に加えまして、区民の皆様が抱える課題の解決に役立つ資料や情報を迅速かつ的確に提供する課題解決支援の役割が強く求められていると考えてございます。

また、加えまして、図書館では地域と連携を図りながら、個性づくりにも取り組んできているところでございます。今後、地域の文化芸術の創造・発信拠点として、大きな役割が期待されているということを認識してございまして、これらの状況を踏まえまして、めざす図書館像を定めたものでございます。

これによりまして、子どもから大人まで地域の中で自分の力を伸ばせるまちの実現を図りたいと考えてございます。

2ページ目をお開きいただきたいと存じます。

これらを実現するために、以下四つの目標を掲げたところでございます。

まず1番目は、『区民の学びと自立を支える課題解決支援型図書館』でございます。

<現状と課題>というところで、何点か掲げてございますけれども、先ほども申しました各館では、各館における個性づくりの取組、これについては、課題解決支援機能の強化というものが強く求められていると認識してございます。

また、電子書籍につきまして、様々な動きを踏まえ、区としても検討していく必要があること、更にはパソコンやインターネットの有効活用、こうしたことが求められているという認識でございます。

また、中野のまちづくりの進展に伴いまして、学生、ビジネスマン、外国人の方など、外来者の方が多数お見えになっているところでございます。こういった方々の対応も課題となっているという認識でございます。

このような観点から、10年後に実現するまちの姿といたしまして、中ほどでございますけれども、図書館は地域の課題解決の支援などを行うため、区民のライフステージやライフスタイルにおける様々な事柄にも対応できる機能を有しているということで、目指してまいりたいと考えてございます。

その主な取組といたしましては、重なりますが、個性づくりを目指した蔵書構成の更なる充実、レファレンス・サービスの充実に加えまして、地域のボランティア団体等の育成・活動支援、こういったことにも力を入れてまいりたいと考えてございます。

電子書籍につきましては、障害者の方向けデジタイズ図書あるいは地域資料などを中心といたしまして、収集提供を図ってまいりたいと考えてございます。

また、情報活用力の向上のための講習会等の実施、また学生、ビジネスマン、外国人向け資料の充実などの取組を行ってまいりたいと考えてございます。

3ページでございます。二つ目の目標でございますが、『家庭、学校、地域と連携・協力し、子どもの読書活動を支援する図書館』を掲げてございます。

<現状と課題>でございますけれども、区立図書館の子どもの登録率でございます。これにつきましては、ここ数年、微減傾向にございます。子どものときから読書の習慣を身につけることが大きな課題であると認識してございます。家庭、学校、地域が連携をし、取組が求められているといった認識でございます。

こういった観点から、10年後に目指す姿ということでございますが、家庭、学校、地域、図書館が各々主体的に連携を図りながら、子どもたちの自主的な読書活動の動機付けと、読書環境の整備が図られているまちづくりを目指してまいりたいと考えてございます。

<主な取組>でございますが、先ほどもご紹介申し上げました、平成24年7月には、子ども読書活動推進計画を掲げてございます。

様々な取組を掲げてございまして、この計画の着実な推進によりまして、特に、子どもと保護者の方が本に触れ合う機会の創出などに努めてまいりたいと考えてございます。

2点目は、地域開放型学校図書館の整備でございます。

児童の学習環境の拡充に加えまして、子ども読書活動の推進、区民の皆様の利便性の向上を図ることを目的といたしまして、地域開放型学校図書館の整備を計画的に進めてまいります。

ここでは、子ども、親子の読書活動の場とするほか、区民の皆様の区立図書館資料の貸出、返却等ができる窓口なども設けてまいりたいと考えてございます。

更に、レファレンス・サービスの提供、子育てやまちづくりなど、地域課題の解決に資する図書の充実などもあわせて図ってまいります。

区立図書館の連携の強化、ボランティア団体との交流ネットワークづくりの推進などによりまして、地域利用の拡大も図ってまいりたいと考えてございます。

地域開放型学校図書館につきましては、小学校の大規模施設整備を行う際など、順次導入を図りたいと考えてございます。

続きまして、3点目の目標は、『郷土の歴史と特性を活かし、文化を創造・発信する図書館』でございます。

<現状と課題>でございますが、区に現在ございます観光資源など、4ページでございます、そういったものを活用いたしまして、これまで図書館を利用されてこなかった方につきましても、活用をしていただくようなことが求められているという認識でございます。

また、郷土資料、地域資料につきましても、電子化などによりまして、より利用しやすく整備していくことも求められていると。さらには区民学習グループ等への支援なども課題となっております。

これを受けまして、10年後に実現するまちの姿といたしまして、中野区にゆかりのある作家の方などに関する情報、さらには文化財等の観光資源情報を収集・発信することによりまして、区民の地域への愛着の形成、並びに観光・地域活性化なども図ってまいりたいと考えてございます。

<主な取組>でございますが、1点目は、重なりますが、観光資源情報の収集・発信、このほか、行政資料・地域資料の電子化と閲覧・貸出、さらには区内大学などとの協働によります多様な事業の実施、また4点目では、現在、姉妹提携を行ってございます田村市、あるいは交流連携協定を結んでおります青森市、さらにはなかの里・まち連携自治体ということで、みなかみ町でありますとか、喜多方市など、そういった関係の自治体との協働による魅力ある事業などの実施も検討してまいりたいと考えてございます。

また、文化情報の積極的なPR、そういったことも努めてまいります。

続きまして4点目でございます。『良質な区民サービスを提供する図書館』ということでございます。

<現状と課題>でございますが、最新技術の活用によりますさらなるサービスの向上でございますとか、簡素効率的な管理運営については、引き続き重要な課題であると認識してございます。

また、地域図書館におきましては、施設が狭小であるとか、あるいはエレベーターを設置できない図書館があるなどといった課題もございます。そういったことも十分考えていく必要があると考えてございます。

5 ページでございますが、これを踏まえまして、〈10 年後に実現するまちの姿〉でございます。情報通信技術を活用した効率的な事業展開が図られるとともに、だれもが簡単かつ快適に図書館サービスを受けられるまちづくりを目指してまいりたいと考えてございます。

〈主な取組〉といたしましては、1 点目、簡素効率的な図書館運営ということで、現在、指定管理者による運営を行っておりますが、これを通じまして、さらなるサービスの向上、経費の節減等を図ってまいりたいと考えてございます。

2 点目は関係機関との協働でございます。これまでも地域商店街などに赴きまして、連携の強化などを図っているところでございますが、こういったことにも引き続き強化してまいりたいと考えてございます。

さらに3 点目として、機械化によるサービスの向上、自動貸出・返却機などの導入も図ってまいりたいと考えてございます。

4 点目でございますが、図書館の今後の機能の拡充でございます。

区民の皆様のサービスに十分応えていけるよう、中央図書館、地域図書館、先ほど申しました地域開放型学校図書館、これらの連携によりまして、それぞれ果たすべき役割を効果的に発揮いたしまして、さらなる区民サービスの向上に努めてまいりたいと考えてございます。

地域図書館の整備に当たりましては、課題解決支援機能、地域文化の発信拠点としての機能を強化するとともに、個性ある地域図書館の充実を図りまして、施設配置の見直しなども図ってまいりたいと考えてございます。

また、地域の身近な小学校に順次設置をいたします地域開放型学校図書館におきましては、学校教育関連の児童図書を中心といたしまして、地域の課題解決支援に資する図書を適宜入れかえなども行いながら、区民の皆様のニーズに応じていく考えでございます。

裏面は、その申しました考え方の概念ということで、まとめたものでございます。後ほどお読み取りをいただければと思います。

説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

少し教えていただきたい部分がありまして、2点ほどなのですけれども、2ページのところで、地域ボランティア団体等の育成・活動支援やボランティア団体との連携事業の実施、新規事業として取り込まれているのですけれども、こういったものを検討しているのか、少しわかりにくかったものですから、教えていただきたいと思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

現在も読み聞かせなどを行っていただく方の養成講座なども開設をして、そういった方たちが実際にボランティアとして児童の皆様に本の読み聞かせを行っていただいたりといった部分がございます。こういったことをさらに拡大・発展させていけないかということで、地域図書館などにも広くこういったことが行われるよう、今後計画的に図ってまいりたいというふうに考えてございます。

渡邊委員

これは3ページの〈主な取組〉の①と関連した事業というような形で捉えてよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在はそういった児童の本の読み聞かせなどに留まっているところでございますが、例えば、今後障害者の方、高齢者の方への読み聞かせでございますとか、現在は図書館内だけで行っているようなこともあるのですけれども、今後は場合によりましては、施設に赴くでありますとか、先ほど商店街に出向いての活動ということでは、職員が今行っているのですけれども、ボランティアの方のご協力などもいただけないかとか、様々今後発展していくようなことも検討していきたいと考えてございます。

渡邊委員

もう1点だけお願いします。地域開放型学校図書館、非常によろしいことだろうと思っております、ぜひ実施していただきたいと思っておりますが、ここには小学校というふうに書いてあるのですけれども、これは中学校は対象とせずに、小学校のみを視野に入れての地域開放型学校図書館なのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

説明が不足してございましたが、地域開放型学校図書館の考え方につきましては、平成22年に策定をいたしました、新しい中野をつくる10か年計画、さらには現在の中野区教

育ビジョンの中でも取組として掲げているところがございます。この中でもやはり小学校においての地域開放型ということで掲げてございまして、現在のところ、小学校の学校図書館での展開ということを想定しているということでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

今の渡邊委員の質問と関連しますけれども、この地域開放型学校図書館は、すごくいいアイデアだと思うのですが、実際に他の地区でこういったことをやって非常に成果が上がっているというような事例はあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

私どもで入手している情報では、近隣の練馬区では、42校ほどでこういった取組を行っていて、実績を持っているということで伺っております。また、横浜市でありますとか、札幌市でありますとか、そういったところでも進められているということでは承知をしているところでございます。

田中委員

ありがとうございます。

あともう1点、この課題解決支援型の図書館という中で、パソコンとかインターネットの有効活用というのが挙がっていますけれども、これはなかなか難しい課題だと思うのですが、その中で、特に区立図書館として収集・提供すべき電子書籍の中で、＜主な取組＞の④の障害者向けの図書とか、こういうことは非常に区立図書館として重要な項目ではないかなというふうに思っているのですが、この年度でどれぐらいの整備をしようというのを、もし具体的な目標があったら、教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

具体的な数字ということでは今後更に詳細を検討してまいりたいと存じますけれども、障害者向けデージー図書ということで、現在はCDで、あるいはテープ録音によりまして貸出を行っているような実態がございます。今後、パソコンでありますとか、インターネットを介してそういったこともできるような形で、鋭意進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、地域資料ということで、現在、紙ベースということなのですが、今後、電子化を図りまして、パソコン・インターネット上で区民の皆様の必要に応じて気軽に手軽に入手できるような形で、これにつきまして、順次導入していくことを想定しております。

田中委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

3ページの区立図書館の子どもの登録率というのがあって、それが41.5%というふうになっているということなのですが、この登録のあらましというのですか、これはどのようなことなのか、ちょっと教えていただければありがたいと思うのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

図書館を利用するに当たりましては、登録証を作っただいて、借りるときにそれを提示していただくということで、その登録をしていただいている方の割合でございます。先ほどちょっと申しましたけれども、子ども読書活動の推進ということに取り組んでいるところではございますけれども、なかなか登録率が伸びないといった事情がございまして、これについては、やはり子どものときからの読書習慣を身につけることというのが、非常に大切だという認識がございまして、登録率を伸ばすことによりまして、図書に親しんでいただく、借りていただくような機会をどんどんふやしていくというのが、一つ、目標として持っているところでございます。

小林委員

これに関して、例えば学校教育の中で、何か子どもたちに指導する場面とか、そういうことは現実にどうなのでしょう。

指導室長

学校教育におきましても、地域図書館の活用については各学年の発達段階に応じて指導しているところでございます。

また、学校図書館を有効に活用するために、どのような使い方、それからどのような本を選書するかといった内容についても、指導しているところでございます。

小林委員

やはり子どもの頃から読書習慣を身につけるといのは、非常に重要なことだと思います。

す。これは学校教育でも計画的にというか、今でもやっていると思いますけれども、啓発していくという、指導をぜひ計画的に進めていただければなというふうに思います。

あわせて、先ほどから質問が出ていた、地域開放型学校図書館、私もこれは非常にいい取組かなと思います。この順次導入を図るということですが、もう少し具体的に、例えば施設が新しくなってからなのか、その辺のところをちょっともう一度、教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

現在、想定しておりますのは、やはり大規模改修の際などということでございまして、例えば学校再編によります大規模改修など、そういったところも含めて視野に入れているところでございます。

小林委員

先ほど、田中委員から先行事例という話があったのですが、もう20年前になるのですけれども、私が勤務していた葛飾区の教育委員会でも、やはり小学校にこれを導入したというような経験があります。そのときに一番大きな話題というか、注目されたのが、やはり学校のセキュリティという部分なのですね。ただ、実際にやってみると、それはきちんとしたルールの中でやっていけば、それほど心配はないという状況があります。これについてはぜひ、大規模改修もさることながら、場合によっては施設の形状で可能なところは、もうどんどん柔軟に取り入れていくということ、それから中野区は図書館指導員が入っていて、他の地区に比べても中学校の蔵書も非常に充実していますし、図書館の状況も大変使いやすい状況になっています。先ほど、質問の中にも、中学校は、というような話がありましたけれども、今すぐというわけではなく、今後進めていく際に、小学校はもとより、中学校も含めて、柔軟にどんどん活発化していければなというふうに私は考えました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

増田委員

私も本を読むことは、子どもはもちろんですが、大人も自分を高める上で大事なことだと思います。

私も、選手をやっていたとき、怪我があったり、スランプがあったりしたときに、歴史書から来る言葉の力などにすごく励まされたのですね。結構、私も本を読んでいたほうな

のですけれども、もっと読んでおけばよかったなというふうに思うのです。そのためには、ここにもありますけれども、本があまり好きではない子どもが、じゃあどうしたら本が好きになるかという、きっかけづくりとして、中野区の中での図書館でしたら、私は何か本を読んでいて楽しいなと思える雰囲気があるかという、図書館の雰囲気づくりというのでしょうか、そういうものも気を使われると、最初はいいかなというふうに思います。

今中野区の図書館では、今のお話でも読み聞かせなどもされているということも含めまして、その雰囲気づくりにどういう工夫をされているのかということなども、指導員も入っているということですか、使いやすいことではあるというお話を伺いましたけれども、その辺はどうなっているか、ちょっと聞かせていただけませんか。

副参事（子ども教育経営担当）

例えば中央図書館などにおきましては、児童コーナーということで、ローカウンターでありますとか、使いやすいレイアウト、さらには子ども読書コーナーという読み聞かせのコーナーなどもお子様が入りやすいような設計をしております。

いかんせん、古い施設につきましては、施設のできる範囲で、職員がレイアウトあるいは装飾なども工夫をいたしまして、快適に過ごしやすい、入りやすい図書館づくりということでは日ごろから努めているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

そのほか、ございますか。

それでは、本協議については、終了いたします。

続いて、協議事項の2番目、「平成28年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、「平成28年度使用中野区立中学校教科用図書の採択基準等について」、ご説明いたします。

これは中野区立学校教科用図書の採択に関する規則第2条第2項によるものです。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、採択の基準ですが、現行の学習指導要領に沿って、(1)学習意欲が喚起される教科書、(2)基礎学力の定着と発展的な学習に応えられる教科書、(3)生徒にとって学びやすく、

教師にとって教えやすい教科書、の3点を考えております。

具体的には、採択に当たっての調査・研究項目で説明させていただきたいと思います。

調査・研究すべき項目として、2に示してあります、5点を挙げております。内容としては、別紙1、詳しく示してありますが、別紙2になりますので、別紙2をごらんください。

まず、観点といたしまして、内容でございます。

これは教材の適切性や、資料等のわかりやすさになります。例えば資料でいえば、グラフや資料が古くなくて、正確かどうかなどを見るものです。また、わかりやすさという点については、学年の発達に応じて、その生徒たちにとって学びやすい考え方や学び方が習得できるかというようなものです。

構成及び分量については、構成の配置など、わかりやすくなっているか。また、発達に応じての分量や内容の分量的なバランスなどを見るものです。

続きまして、表記及び表現についてです。表記及び表現は、そちらに示させていただいているように、読みやすさや見やすさになります。記号や写真の扱い等を見ていきます。

使用上の便宜は、全体の構成が見通せる配置になっているかなど、学習活動を進めやすくする配慮などがあるかどうかについて見てまいります。

最後に、特記すべき事項については、使いやすさです。特に教科書として特徴として挙げられている工夫があれば、ここで示します。また、地域性についての配慮などもここで示させていただく予定です。

1 ページ目にお戻りください。次に意見の聴取ですが、学校、区民から意見を聴取し、参考にいたします。先ほど説明した別紙2は、学校用ですが、区民の聴取は別紙3で行います。展示会で教科書を見ていただき、教科書と採択の要望を記入していただきます。

採択基準の説明は以上です。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

採択基準ということでの協議事項なので、今回ちょっと的が外れてしまうと思うのですが、区民からの意見の聴取というところで、やはりこれも重要な意見ではないかなと思っております。

これにつきましては、展示の方法とか、場所とか、いろいろと昨年度、少しご意見をい

ただいたところでございますので、やはりその多くの方から意見がいただけるような形の展示方法とか、そのあたりをぜひ、今年は検討していただいて、やっていただきたい。ちょっと採択基準とお話は違ってしまうのですけれども、そのあたりの取組はよろしく願いいたします。

指導室長

その点につきましては、周知を図るなどして、区民の方が教科書を手に取りやすい環境づくりについて工夫してまいりたいと思います。

田辺教育長

ご要望については、受けとめさせていただきます。

そのほか、ございますか。

田中委員

一つ教えていただきたいのですけれども、この調査・研究項目の5の特記すべき事項の中で、地域性への配慮というのがあるのですけれども、例えば中野区の場合でいうと、具体的にどのようなところが想定されるのか、教えていただければと思います。

指導室長

教科書はいろいろな事例を挙げることで多くございます。その際に、いわゆる中野区的环境に近い事例が挙げられている教科書などが取り上げられたり、また、具体的に言うと、学校名を伏せることもありますが、中野区の学校が取り上げられているような場面も今までの教科書の中にはございました。そのような形で、中野区の子どもにとって身近に感じて学びやすい教科書という視点があるかと思います。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

はい、それでは、本件については本日の協議を踏まえ、次回改めて議決事件として審議したいと思います。

以上で、協議事項を終了します。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

教育長及び委員活動報告を申し上げます。

4月15日水曜日、「子どもの体力向上推進優秀校表彰」に田辺教育長が出席されました。

また、同じく4月15日水曜日、「定例校長会」に田辺教育長、田中委員がご出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

ただいま報告がございましたが、各委員から補足、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員。

田中委員

4月15日の定例校長会、今年度の第1回の定例校長会ということで、参加させていただきました。他区から転入された校長先生が5名、区内で昇任の校長先生が3名いらっしゃって、田辺教育長のご挨拶に、皆さんメモをとったり、大変熱心に聞き入られていて、本当にこの1年、また我々も教育委員会として頑張っていて、学校と連携しながら、仕事をしていかななくてはならないなというふうに強く感じました。以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

報告の一番初めにありました、「子どもの体力向上推進優秀校の表彰」ですけれども、東京都教育委員会のほうから今年度啓明小学校に平成26年度の体力向上優秀推進校として表彰されましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

田辺教育長

事務局報告の1番目、「平成26年度いじめの対応状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「平成 26 年度いじめの対応状況について」報告いたします。

本区では 9 月に実施した調査について、12 月に引き続き 2 月に追調査を行いました。その報告をさせていただきます。

3 の調査結果、(1)をごらんください。こちらは、9 月のアンケート調査の追調査の結果になります。太線で括らせていただいたところが、平成 26 年度です。まず、小学校ですが、小学校の⑤指導を継続中の件数は、12 件ございました。そして 2 月の追調査では、3 件解消いたしまして、指導の継続が 9 件となります。

続きまして中学校ですが、中学校は、⑤で継続中が 3 件ございました。そして 1 件解消しまして、追調査では 2 件継続中という結果になります。

9 月にアンケート調査を実施いたしましたが、学校の状況で 9 月以降にいじめも発生する場合がございます。そこで、(2)が 9 月のアンケート以降に発生した、いじめについての調査結果でございます。

こちらは、3 か月後の 12 月にいじめの認知・確認を行って、その解消状況をまず 12 月に確認いたしました。そして続いて 2 月に状況調査を行っているところです。この 2 月の状況調査については、新規のものもございますので、12 月の案件とあわせて件数として報告させていただきます。

まず、小学校ですが、いじめの認知件数が 36 件で、そのうち、2 月の状況で 27 件解消して、9 件が継続となっております。

また、中学校では、いじめの認知として 12 月も合わせまして 11 件、発生状況がありまして、うち 9 件が解消いたしました。そして 2 件が指導を継続中です。この後、聞き取りによりますが、3 月末で小学校は 11 件、中学校は 2 件が継続をしております。学校からの聞き取りですと、現時点ではいじめは解消しているけれども、今後起こり得る可能性もあるので、継続という形で見守っていきたいという案件がほとんどでございまして、引き続き学校として取り組んでいくということでございます。

裏面をごらんください。このような形でアンケート調査を実施しているところですが、平成 27 年度につきましても、引き続きいじめの未然防止に向けて各校のいじめ対策の基本方針に沿った取組を進めるとともに、いじめアンケートを実施するなど、いじめの未然防止、それから早期対応、早期解決に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

田辺教育長

本件につきまして、ご質問、ご発言等がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

ご報告ありがとうございます。

指導継続中案件が12月の調査のときに12件で、現時点で3件解消して、まだ9件継続中ということです。

また、中学校においても、3件中2件継続中ということで、解決しがたいような難しい問題だったり、重大ないじめとか、非常に注意を要するようないじめの内容ということも、どうしても大切になってくると思うのですけれども、解消されなかったケースの中には、そういった難しい案件があったのか、そしてまた、新たに認知されたいじめには重要案件、重大案件というものは見られたのかということのご報告をお願いできますか。

指導室長

学校と詳細な連絡・調整を行ってございまして、平成26年度におきましては、重大な案件は発生してございません。

また、継続中ということですが、現時点では解決をしているというような形で、先ほど申しましたように、指導を継続したい、注意深く見ていきたい、そういうような学校の姿勢として、教育委員会には継続として報告したいという学校からの強い意思で、このような形になっております。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

よろしいですか。

増田委員

現場についてお聞きしたいのですけれども、例えば、すごく悪質ないじめがあったと。いじめた児童に関しては、その児童がいじめたということがわかったときに、今学校では、体罰について非常に厳しいですが、例えば校長先生に権限があつて、いじめた子どもに関しては、こういう環境の中、体罰まではいきませんが、厳しく指導しないと、本当にいじめの芽が抜き切れないと思うのですね。最初が肝心で。校長先生においては、例えばシンガポールやアメリカの州では、そういう権限が与えられていると聞きますが、今の学校教育の中で、いじめた子に対してどこまで、学校は校長先生に任せて対処されていいか。その現場は、どうなっているのでしょうか。

指導室長

基本的に、子どもたちの問題について、やはり解決するのは、学校という現場だというふうに認識しています。その責任者である校長については、その指導について任せられているというふうに考えております。

しかしながら、身体を叩くなど、いわゆる体罰に当たるような指導ではなく、いじめが発生した場合には、まずいじめの状況について学校側が十分把握することが一義的にございます。いじめられた子の心情に立ちながらも、周りの状況を確認して、そのいじめの原因や形態を教職員が共通理解を図って、学校全体で取り組んでまいります。

中野区では、いじめ対策の基本方針が文部科学省から示されておりまして、それを受けて、中野区も同様な基本方針をつくっております。各校においても、いじめ防止、それからいじめ未然防止、いじめ対策で様々な取組を行っているところです。

そのような形で全教職員で校長がリーダーシップを発揮して、いじめに対して毅然とした態度で臨む、この姿勢は変わりません。

併せて、いじめる子に対する指導、それからいじめが起きないような環境づくり、このような視点に立ちながら、学校ではこのような問題には取り組んでいるところでございます。

増田委員

ありがとうございます。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

継続して見守っている案件について継続という回答が出てきているということで伺っていると、中野区では、ちょっとどうなのだろうというような案件を含めての認知件数なのかなというふうに感じて、その辺をしっかりと現場で把握していることは大事だと思うのですが、その場で見えることだけではなくて、その子どもの生活背景の中でこういうことが起こる可能性が少し大きい、そういった子どもたちも学校で見守っていかなければいけないと思うのですね。例えば、最近ちょっと話題になっていましたけれども、ご両親が共稼ぎで、夜一人で食事をしたり、一人で時間を過ごしている、やはりそういう子どもは、例えば夜コンビニに行ったりとか、そういった行動に結びついて、そういったことが全てつながっていくわけではないですけれども、そういう状況も一つの背景になり得るのではないかと思うのですけれども、その辺に対する対応というのは、学校としては難しい

問題なのでしょうか。

指導室長

いじめに関する解決については、まず第一には、いじめられた子のケア、これが最優先されるというふうに認識しています。しかし、いじめの解決や未然防止ということについては、今委員のおっしゃったいじめ側の子の心の部分がどうなのか、そしてその背景がどうなのかということも、大変重要と認識しています。ですので、そのような件については、両者の保護者にもきちんと話をし、継続的にいじめ側にいる子どもの保護者についても学校が相談に乗るなど、表面的な事実について、行ってはいけないことについては厳しく指導はいたしますが、その背景についても学校としてケアするよう、組織的に、またスクールカウンセラー、心の教室相談員なども活用しながら、進めているところでございます。

田中委員

よろしく願いいたします。

小林委員

調査の結果が出されたのですが、前にも確認したかもしれませんが、中野区内では、こういう調査をどのようなスパンで何回やっているかということをお教えいただきたいと思っております。

指導室長

アンケート調査自体は区としては1回実施して、その継続案件の調査を進めているところでございます。また、報告にもありますように、新規で認知された場合には、それは適宜学校として把握しながら、対応しているところです。それ以外に学校でそれぞれ独自の取組をしているところもございまして、例えば、ふれあい月間というのが東京都教育委員会によって、7月と11月、2月に行われるのですが、そこでもいじめについての、アンケートではないのですけれども、確認はございます。学校が聞き取りや面談、それから聴取などでいじめを把握しています。また、学校によっては、毎月いじめの調査をしているという学校もございます。短いスパンの中で、子どもたちの心の思いを聞き取るようなそんな工夫を進めているところです。

以上です。

小林委員

今、都のふれあい月間の調査が3回、そして区として1回ということで、それから各学

校独自でも毎月のようにやっているというところがあるということなのですが、状況によっては、もう少し区として各学校でどれぐらいやっているかという全体像を把握した上で、私はこの調査は頻繁にやったほうがいいかなと思っています。

その理由は、いじめを発見することが目的というよりも、むしろ子どもにも教職員、保護者にも、いじめの問題の重要性を喚起していくとか、啓発していくとか、人間、やはりそういった集団の中で気がつかないうちについて、いじめる側といじめられる側というようなことに陥りがちです。したがって、常にその意識を持つというのですか、意識を高めていくという意味での調査を、何か大きな事件があった直後は頻繁にやるのですが、それからもう一方で、学校で何でこんなに調査をやるのだというような声も聞かれるのですけれども、そうではなくて、やはり、意識を持たせると。これは国立教育政策研究所の生徒指導のリーフレットにも明らかにそういったものの事例が出ていて、調査の狙いは何か、発見ももとより、やはりそれをしっかり啓発していく重要性というのが示されていますので、本区としても、少しその辺はしっかりとやっていく必要があるかなというふうに思っています。

それからもう1点、いじめ防止研修会が年2回ということなのですが、これの概要をちょっと教えていただければありがたいと思います。

指導室長

第1点は、いじめ防止について、教員の研修会を実施しております。いじめ防止についての指導というか、組織的な対応について研修を深めているところです。

もう1点は、保護者にもいじめについての問題意識を持っていただきたいということで、シンポジウム形式で公開のいじめ問題に対する研修会を実施いたしました。保護者からの参加も多く、いじめについての意識がその場で非常に高められたかという認識を持っております。

小林委員

非常にいいことだと思います。この研修会は、形骸化することなく、その緊張感を高めるというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、やはり常に意識を高める意味での緊張を持った対応をしていくということが問われていると思います。

先日、田中委員からも報告がありましたが、3月に行われた研修会は非常に内容、中身が濃いものであったと。特に子どもたちが劇化して、取り組んで発表があったという、こういうものも非常にいい取組かなというふうに思います。

もう一つ、私がぜひ視野に入れていただきたいのは、このいじめ防止研修会は、教員が悉皆に近い状態でやるということですね。それからもう一つは、人権教育とのかかわりをしっかり持っていく。やっぱりいじめ問題は重大な人権課題であるという捉え方をしていく必要があると思いますので、今既存の人権教育の研修会とリンクさせて、整理するという意味ではなくて、リンクさせてそれぞれ重視していくことが大事だと思いますので、その辺も、研修の内容、あり方もぜひ充実させていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

よろしいですか。

渡邊委員

いじめ防止研修会の件につきまして、もう少し補足をしていただきたいのですが、医療機関だと、医療安全講習会とかというのは、年に1回以上出席が義務づけられたりとか、そういうような形もあるのですが、中野区内には多くの小中学校があるわけですが、その全ての教員がこの研修会を受講しているのか、それは1回なのか2回なのか。そして受講形式は、代表者が受講して、それを学校に持ち帰ってフィードバックをしていくような、そういった形をとっているのか。また、やっているのであれば、それをやったという事実の確認とか、実施されているということを教育委員会としては把握をしているのか、説明をお願いしますか。

指導室長

いじめ防止研修につきましては、全校必ず教員が出席するような、悉皆研修にしてあります。それから、研修の形式としては、代表者が研修を受けて各校で周知をする、そのような形をとらせていただいております。

区として、そのような形でいじめ防止研修について実施をしているところですが、学校ではいじめ防止に関する基本方針を作成しております、その作成については、いわゆる教職員の研修も含まれております。それを前回作成したものを、この4月にも提出するようになっておまして、そのような形でいじめ防止についての学校の取組の進行管理について、教育委員会としては把握しているところです。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

そのほか、ございますか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

そのほかにも報告事項はございますか。

続いて、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回、第12回定例会につきましては、4月24日金曜日、午前10時から区役所5階教育委員会室にて行う予定でございます。以上でございます。

<議決事件>

田辺教育長

続きまして、議決事件、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を行います。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退室願います。

なお、回収資料がありますので、事務局への返却をお願いいたします。

（傍聴者退出）

（以下、非公開）

（平成27年第22回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開）

田辺教育長

それでは、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続について、事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続につきまし

て、資料に従い、ご説明いたします。

今回の候補者の選定は、平成 28 年度から区立中学校で使用する教科用図書の採択を行うに当たり、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則に基づき設置します。

中野区立中学校教科用図書選定調査委員会の委員の候補者及びその補充要員の選定をお願いするものでございます。

この選定調査委員会は、資料の 1 の記載のとおり、学識経験者の中から 3 人以内、区立中学校の校長及び副校長から 3 人以内、区立中学校の教諭から 3 人以内、区立中学校に在籍する生徒の保護者から 3 人以内、そして公募による区民から 3 人以内の委員により構成されます。

今回は、このうち区立中学校に在籍する生徒の保護者及び公募による区民について、候補者及びその補充要員の選定を行います。

具体的には、保護者及び公募区民それぞれ 3 人の候補者と、補充のための補充要員を 4 人ずつ選定し、その順位づけをするものです。

また、当該委員の任期ですが、資料の 2 番の記載のとおり、委嘱の日から平成 27 年 8 月 31 日までとなります。

候補者の選定後の手続ですが、選定調査委員会の委員は、資料の 3 番の記載のとおり、資格制限がございます。したがって、本日選定された候補者については、当該資格要件の確認を行った後、後日教育委員会において正式委員として決定をしていただくこととなります。その後、選定調査委員会を開催し、その後の教育委員会において選定調査委員会での調査・研究報告をしていただくことを予定しております。

この間、教育委員会において、平成 28 年度使用教科用図書の採択についてのご協議をいただき、7 月下旬に採択をいただくというスケジュールで進めてまいります。

次に、委員候補者の被推薦者及び応募者につきまして、ご説明いたします。

別紙 1 が、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（保護者）被推薦者一覧」でございます。こちらは 3 月 17 日付けで区立中学校の校長宛てに、生徒の保護者の方の推薦依頼を行いました。その結果、一覧に記載した 11 名の保護者につきまして、推薦をいただいたものでございます。

次に、別紙 2 をごらんください。こちらは、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員（区民）応募者一覧」でございます。こちらは、2 月 21 日から 3 月 20 日まで、区報等により公募を行い、一覧に記載の 6 人の区民の方からご応募をいただいたものでござい

ます。

本日はこの一覧に記載されている方々のうちから、保護者、公募区民、それぞれについて、委員候補者及びその補充要員を決定していただくものでございます。

なお、区民の方は、6人ということですので、補充要員は3名という形になります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言等ございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、ただいまから、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者を選出したいと思っておりますので、具体的な選出方法について、事務局から説明をお願いします。

指導室長

委員候補者及び補充要員の具体的な選出方法ですが、こちらに抽せん棒がございまして、このくじを使った抽せんによる方法を行いたいというふうに考えております。

区民や保護者の一覧表に番号がございまして、その番号と同じものがこちらにくじの中に入っております。こちらを引きまして、第1順位者から順に決めていきたいというふうに考えております。

田辺教育長

よろしいですか。

指導室長

それでは、初めに保護者の選出を行い、次に公募区民の選出を行いたいと思っております。

抽せんの作業は、本件教科書採択に係る事務を担当する事務局職員が行います。

また、教育長と教育委員の方々には、抽せん作業の際の立会人として立ち会っていただきまして、本日の抽せんが適正に実施されていることをご確認いただきたいというふうに思っております。また、抽せんによる候補者の決定後、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者選定録を作成いたしまして、後ほど立会人の方に署名押印をお願いしたいと思っております。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定については、ただいま事務局から説明がありました方法により実施することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、ただいま事務局から説明のありました方法により、候補者を選定することに決定いたしました。

それでは、これから抽せんの準備を行いたいと思いますので、定例会を休憩いたします。

午前 11 時 05 分休憩

午前 11 時 07 分再開

田辺教育長

定例会を再開いたします。

ただいまから、区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員の抽せんを行います。

教育委員の方は、抽せんの立ち会いをお願いいたします。

それでは、事務局は抽せんを始めてください。

(抽せん開始)

(抽せん終了)

田辺教育長

それでは、事務局からただいまの抽せん結果について、報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員の抽せん結果を報告いたします。

委員順位 1 番	委員候補者	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 5 番	〇〇〇〇さん
3 番	委員候補者	一覧番号 8 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 1 位	一覧番号 2 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 2 位	一覧番号 10 番	〇〇〇〇さん
6 番	補充要員第 3 位	一覧番号 7 番	〇〇〇〇さん
7 番	補充要員第 4 位	一覧番号 9 番	〇〇〇〇さん

以上でございます。

田辺教育長

ここでお諮りいたします。

区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、区立中学校に在籍する生徒の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果の報告のとおり、決定いたしました。

続きまして、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員の抽せんを行います。

教育委員の方は、抽せんの立ち会いをお願いいたします。

それでは、事務局は抽せんを始めてください。

(抽せん開始)

(抽せん終了)

田辺教育長

それでは、事務局から、ただいまの抽せん結果について報告をお願いいたします。

指導室長

公募による区民に係る委員候補者及び補充要員抽せん結果をご報告いたします。

順位 1 番	委員候補者	一覧番号 4 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん
3 番	委員候補者	一覧番号 1 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 1 位	一覧番号 5 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 2 位	一覧番号 6 番	〇〇〇〇さん
6 番	補充要員第 3 位	一覧番号 2 番	〇〇〇〇さん

以上です。

田辺教育長

ここでお諮りいたします。

公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、抽せん結果の報告のとおり決定いたしました。

これで、「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第11回定例会を閉じます。

お疲れさまでした。

午前11時16分閉会